平成２３年（フ）第３８号
三重県伊勢市宇治浦田１丁目24番32号
債務者　松野　真弓
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
福島県喜多方市熱塩加納町加納字根岸山5061番地の12
債務者　小椋　千秋（旧姓鵜川）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
名古屋市守山区小幡中１丁目10番８号
債務者　坂口清一郎
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2091番地４　ハイツ光ファミリー306、前住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸3796番地
債務者　畑野　邦昭
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
千葉県市川市中山１丁目22番４号　三光設備株式会社中山寮
債務者　大出　正博
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８９号
千葉県市川市中山１丁目22番４号　三光設備株式会社中山寮
債務者　大出ヨシ江
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０２号
千葉市若葉区小倉町1755番地122
債務者　大塚　祐子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
千葉市稲毛区小仲台７丁目28番８号　フローラ小仲台Ｂ―206号
債務者　濱田由美代
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２１号
千葉市中央区神明町６番地２　小川ビル301号
債務者　小島　眞広
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２２号
千葉県船橋市藤原１丁目26番15―304号
債務者　李　　箕煥
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
千葉県浦安市猫実２丁目10番36号
債務者　岡本　美和
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９３号
千葉県浦安市猫実２丁目10番36号
債務者　岡本　　敦
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
静岡県裾野市石脇76番地の１　サンタムール21―103、前住所静岡県裾野市石脇359番地の３
債務者　髙橋　次雄
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
熊本県八代市郡築２番町203―１、住民票上の住所熊本県八代市西宮町1270番地１
債務者　宮崎　彰子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中区上島５丁目23番34号　ラ・セーヌ103、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町387番地の２　グランコート龍禅寺606
債務者　安井　秀一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
愛知県豊橋市佐藤１丁目20番地の８
債務者　西山高良こと　趙　　高良
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６４号
川崎市多摩区三田１丁目16番地19　スカイビュー三田２
債務者　見村　彰紀
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係